

加賀市の地域医療を守る条例【解説】

～前文～

(目的)

第1条 この条例は、本市の地域医療を守り、市民の健康長寿を推進するための基本理念を定め、並びに市、市民及び医療機関が果たすべき役割、施策等について定めることにより、将来にわたって市民が安心して医療を受けることができる体制を確保することを目的とする。

【趣旨】

本条は、この条例を制定する目的について定めるものです。

【解説】

この条例は、次のことについて定めることにより、将来にわたって市民が安心して医療を受けることができる体制を確保することを目的として制定しています。

- ① 基本理念
- ② 市、市民、医療機関の役割
- ③ 市の基本的施策等

基本理念は第2条、市・市民・医療機関の役割は第3条～第5条、市の基本的施策等は第6条に規定しています。

「健康長寿」とは、生涯にわたり健康な生活を送ることを意味します。

(基本理念)

第2条 地域医療は、市民が安心して暮らしていく上で欠かすことのできないものであることに鑑み、その地域の実情に合った良好な地域医療体制を構築するため、市、市民及び医療機関が一体となり、地域全体で守らなければならない。

2 市民の健康長寿は、良好な地域医療体制のもと、市民自らの健康の維持増進のための努力を基礎として、医療、保健、福祉及び介護の連携により推進されなければならない。

【趣旨】

本条は、この条例の目的を達成するに当たって必要とされる基本理念を定めるものです。

【解説】

第1項では、地域医療は、市民が安心して暮らしていく上で必要不可欠であり、地域の実情に合った良好な地域医療体制を構築するため、市・市民・医療機関が一体となって地域全体で守らなければならないとしています。

※ ここでいう「地域の実情に合った良好な地域医療体制」とは、急性期から回復期を経て自宅に戻るまで、患者が一貫した治療方針のもとに切れ目のない医療を受けることができるよう、その地域の実情に応じた医療連携体制を構築し、良質で適切な医療を提供する体制のことです。加賀市では、大学病院のように重篤な症状や高度・専門的な医療に対応する医療機関がないことから、それらは市外医療機関との連携で対応し、市内では通院や一般的な入院治療について適切に提供できる体制が必要です。近年、医師等医療の担い手不足によりその体制を構築、維持することが困難となっているため、市・市民・医療機関が一体となって地域全体で地域医療を守らなければいけないことを示しています。

第2項では、市民の健康長寿は、良好な地域医療体制のもとで、市民自らの健康の維持増進のための努力を基礎として、医療・保健・福祉・介護の連携によって推進しなければならないとしています。

※ ここでいう「市民自らの健康の維持増進のための努力」とは、市が実施する検診・健康診査・予防接種・健康づくりの事業等を積極的に利用するなど、日頃から自己の健康管理に気をつけるよう努力することです。

※ また、「医療・保健・福祉・介護の連携」とは、例えば、急性期の治療が終わった患者について、急性期を担う医療機関で対応し続けることは、次の患者の受け入れができなくなることから難しいです。そのため、急性期の治療が終わった患者に対しては、回復期、慢性期、在宅医療、介護サービスを状態に応じて提供する体制が必要となります。また、病気にかからないよう、健康診査や保健指導などの日頃からの予防も大切です。このように、医療・介護・予防等が継続的で一体的に提供されるよう、医療・保健・福祉・介護の連携が必要となります。

(市の役割)

第3条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、市民が安心して医療を受けることができる体制を確保するため、石川県医療計画（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4の規定に基づき石川県が策定する医療計画をいう。）を基本として、地域医療を守るための施策を推進するものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、市民の健康長寿を推進するための施策を総合的に実施するものとする。

【趣旨】

本条は、基本理念に基づき、市民が安心して医療を受けることができる体制を確保するために、市が担う役割を定めるものです。

【解説】

第1項では、石川県医療計画を基本として、地域医療を守るための施策を推進することとしています。

第2項では、市民の健康長寿を推進するための施策を総合的に実施することとしています。

これらの施策は、第6条で市の基本的施策等として規定しています。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念に基づき、地域医療を守るため、次に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) かかりつけ医（日常的な診療、健康管理等を行う身近な医師をいう。次号において同じ。）を持つこと。
- (2) 診療時間内にかかりつけ医を受診し、緊急の場合を除き、安易な夜間又は休日の受診を控えること。
- (3) 医師、看護師その他の医療の担い手（以下「医師等医療の担い手」という。）が限られた体制の中で、市民の命と健康を守る役割を担っていることを理解し、信頼と感謝の気持ちを持って受診すること。

2 前項に定めるもののほか、市民は、自らの健康長寿のため、検診、健康診査、予防接種、健康づくりの事業等を積極的に利用するとともに、良好な生活習慣に留意し、日頃から健康管理に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、基本理念に基づき、地域医療を守るため、自らの健康長寿を推進するために、市民が担う役割を定めるものです。

【解説】

第1項では、地域医療を守るために次の事項に努めることとしています。

- ① かかりつけ医として、身近な医師に、日常的な診療や自分の健康管理の相談ができるような体制をつくっておくこと。
 - ② 診療時間内にかかりつけ医を受診して、緊急の場合を除いて、安易な夜間・休日受診を控えること。
- ※ ここでいう「安易な夜間・休日受診を控える」とは、例えば、以前から軽い体調不良を自覚していながら、診療時間内では都合がつかないといった個人的な理由のみで、休日や夜間に受診するなど、急を要しない症状での診療時間外受診を控えることです。当然、急な体調不良等にもかかわらず休日や夜間の受診を遠慮することを意味する訳ではありません。
- ③ 医師等医療の担い手が限られた体制の中、市民の命と健康を守る役割を担っていることを理解し、信頼と感謝の気持ちを持って受診すること。
- ※ 全国的にも医師等医療の担い手不足が深刻化しており、限られた体制の中で、日頃から医師等医療の担い手が私達の命と健康を守っていることを理解して、信頼と感謝の気持ちで受診することが大切です。

第2項では、自分達の健康長寿のために、市が実施する検診・健康診査・予防接種や健康づくりの事業等を積極的に利用し、良好な生活習慣に気をつけ、日頃から自分自身の健康の維持管理に努めることとしています。

(医療機関の役割)

第5条 医療機関は、基本理念に基づき、地域医療を守るため、次に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 患者に対して医療に関する必要な説明と情報提供を行い、患者との信頼関係を醸成すること。
- (2) 医療機関相互の機能の分担及び業務の連携を図ること。
- (3) 医師等医療の担い手を確保し、良好な勤務環境を保持すること。

2 前項に定めるもののほか、医療機関は、市民の健康長寿を推進するため、市が実施する検診、健康診査、予防接種、健康づくりの事業等に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、基本理念に基づき、地域医療を守るために、医療機関が担う役割を定めるものです。

【解説】

第1項では、地域医療を守るために次の事項に努めることとしています。

- ① 患者に対して医療に関する必要な説明と情報提供を行い、患者との信頼関係を醸成すること。
※ 患者に医療に関する必要な説明と情報提供を行い、患者の立場を理解して、信頼関係を築くこととしています。
- ② 医療機関相互の機能の分担及び業務の連携を図ること。
※ 急性期から回復期を経て自宅に戻るまで、患者が一貫した治療方針のもとに、切れ目ない医療を受けることができるよう、地域の実情に応じた医療連携体制を構築し、良質で適切な医療を提供する必要があります。そのために、かかりつけ医を中心とした日常的な医療を基盤としながら、必要な時は専門的な医療が受けられるよう、地域の医療機関が役割分担をしつつ、それぞれの専門性を高めながら、相互に連携を図る必要があります。
- ③ 医師等医療の担い手を確保し、良好な勤務環境を保持すること。
※ 近年、医師等医療の担い手不足は深刻化しており、その人材は貴重な存在です。そのことを踏まえ、担い手の確保に努め、良好な勤務環境を保持することが大切です。

第2項では、市民の健康長寿の推進のため、市が実施する検診・健康診査・予防接種・健康づくりの事業等に協力するよう努めることとしています。

- ※ 市民の日頃からの健康管理のためにも、市が実施する検診・健康診査・予防接種・健康づくりの事業等に対する理解と、できる限りの協力をすることが大切です。

(市の基本的施策等)

第6条 地域医療を守るための市の基本的施策は、次のとおりとする。

- (1) 地域の実情に合った救急医療体制の整備に努めること。
- (2) 石川県、関係医療機関、市民活動団体等との連携を図り、地域医療を守るための施策の推進に努めること。
- (3) 市民に対する適正な受診の推進に関する啓発及び地域医療に関する情報の積極的な提供に努めること。
- (4) 医療、保健、福祉及び介護の連携を図る施策の推進に努めること。

2 前項に定めるもののほか、市は、健康増進のための施策の充実を図り、市民、市民活動団体等が行う市民の健康長寿を推進するための取組の支援等に努めるものとする。

3 市長は、前2項に規定する基本的施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、地域医療を守るための市の基本的施策を定めるものです。

【解説】

第1項では、地域医療を守るための市の施策を次の事項としています。

- ① 地域の実情に合った救急医療体制の整備に努めること。
- ② 石川県、関係医療機関及び市民活動団体等との連携を図り、地域医療を守るための施策の推進に努めること。

※ 地域医療を守るための施策の推進のため、石川県や関係大学、医師会、歯科医師会、薬剤師会、各医療機関、市民活動団体等と連携を図っていくことが大切です。

- ③ 市民に対する適正な受診の推進に関する啓発及び地域医療に関する情報の積極的な提供に努めること。
- ④ 医療、保健、福祉及び介護の連携を図る施策の推進に努めること。

※ 基本理念の第2条第2項で述べたように、医療・保健・福祉・介護の連携を図ることが大切です。

第2項では、第1項に定める施策のほか、市は、健康増進のための施策の充実を図り、市民や市民活動団体等が行う市民の健康長寿を推進するための取組への支援などに努めることとしています。

第3項では、第1項・第2項に規定する基本的施策を実施するための予算化など、必要な財政上の措置を講じるよう努めることとしています。

なお、前文と本条の「市民活動団体等」とは、市民による地域医療を守るためや健康づくりのために組織された団体などのことをいいます。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

本条は、委任規定を定めるものです。

【解説】

この条例の施行に関し、必要となる規則等を、市長が別に定められるように設けています。